

秋田県土木工事標準積算基準書
秋田県設計業務等標準積算基準書
秋田県設計業務等標準積算基準書（参考資料）
機械損料算定表

令和8年10月以降適用

赤字：秋田県独自項目

秋田県土木工事標準積算基準書

共通編	第Ⅰ編 総則	
	第1章 総則	1
	第2章 工事費の積算	1
	第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整	5
	第5章 数値基準等	6
	第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算	7
	第13章 設計変更	7
	第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価	
	第1章 土木工事標準単価	7
	第2章 市場単価	8
河川編	第Ⅲ編 河川	
	第2章 河川維持工	12
電気通信編	第Ⅶ編 積算	
	第1章 総則	13
	第2章 工事費の積算	13
機械編	第Ⅸ編 機械設備	
	第1章 一般共通	14
	第20章 機械設備点検整備業務	15
	第21章 機械設備設計業務委託	15
秋田県設計業務等標準積算基準書	第1編 測量業務	
	第1章 測量業務積算基準	
	第1節 測量業務積算基準	16
	第2章 測量業務標準歩掛	
	第12節 機械経費等	16
	第2編 地質調査業務	
	第1章 地質調査積算基準	
	第1節 地質調査積算基準	16
	第2章 地質調査標準歩掛	
	第2節 機械ボーリング	17
	第3編 土木設計業務	
	第1章 土木設計業務等積算基準	
	第1節 土木設計業務等積算基準	18
	第2章 土木設計業務等標準歩掛	
	第8節 橋梁設計	18
	第4編 調査、計画業務	
	第1章 調査、計画標準歩掛	
	第5節 水文観測業務	18
秋田県設計業務等標準積算基準書 (参考資料)	第1編 総則	
	第1章 総則(参考資料)	
	第2節 設計等における数値の扱い	20
	第2章 積算基準(参考資料)	
	第1節 積算基準	21
	第2編 測量業務	
	第1章 測量業務積算基準(参考資料)	
	第1節 測量業務積算基準	23
	第3編 地質調査業務	
	第2章 地質調査運用(参考資料)	
	第1節 機械ボーリング	23
	第3節 足場仮設	23
機械損料算定表	3. 請負工事機械経費の積算及び運用方針	
	6. 機械損料の補正	24

	編	章	節	県 基準書
共通編	I 総則	1 総則		第1章 総則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 本土木工事標準積算基準書は、秋田県建設部の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 以下（略） 2 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、公告時における最新の基準を適用する。 3 設計書の作成 以下（略）
共通編	I 総則	2 工事費の積算		第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1 材料費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定には次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (2) 価 格（詳細は、参考資料：第1編総則、第1章工事費の積算） 価格は、原則として、公告時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。 設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。 1) 設計単価の決定順序 設計単価は、原則として「県設定単価」を基本とするが、これによりがたい場合は、※1「物価資料」、※2「市況調査」、※3「見積書」の順序により採用するものとする。 2) 物価資料による場合 (イ)物価資料は、最新号を使用する。(例：10月公告の場合、「10月号」を採用) (ロ)物価資料は、掲載されている単価の平均価格とする。ただし、一方のみの掲載である場合は、その価格とする。 (ハ)物価資料で「公表価格」と明示されているものは、採用しないものとする。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材等は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を採用するものとする。 (ニ)物価資料で「全国」・「東北」・「秋田」の記載がない場合は採用しないものとする。 (ホ)物価資料で「秋田市」価格のみ掲載されている場合の適用は、県内全域とする。 (ヘ)上記において平均価格を採用する場合は、単価有効桁数を4桁とし5桁目を切り捨てするものとする。 3) 市況調査 (イ)県設定単価及び物価資料によることができない資材等については、取引実価格を調査して単価を決定するものとする。 (ロ)調査対象は、対象金額（数量×資材等価格）が100万円を超えることが予想される資材等とする。 (ハ)大量に使用する資材（物価資料に記載されている取引数量を超える場合や、掲載地区の異なる場合等）については、市況調査により資材単価を決定するものとする。

	編	章	節	県 基準書																										
共通編	Ⅰ 総則	2 工事費の積算		4) 見積書による場合 (イ) 県設定単価及び物価資料によることできず、市況調査によることも困難な資材等については、見積書によるものとする。 (ロ) 見積書の徴収方法及び価格の決定方法については、別途定めのある「見積書の依頼に関する要領」に基づき実施するものとする。 【参考例】 1) 設計単位の決定順序 物価資料 > 市況調査 > 見積 2) 物価資料による場合 (イ) 「全国」・「東北」・「秋田」の採用パターン 1) 「秋田」・「東北」の記載がない場合は「全国」を採用する。 なお、「全国」の記載がない場合は採用しない。 (記載地区に「秋田」が含まれていない場合は採用しない。) 2) 「秋田市」のみ記載の場合は、県内全域を適用とする 3) 単価地区が、物価資料2誌に価格が掲載されている場合は次表による																										
			<table><tr><td>物価資料1</td><td>物価資料2</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">掲載地区の組み合わせ</td><td>採用</td></tr><tr><td>全国</td><td>全国</td><td>1, 2の平均価格を採用</td></tr><tr><td>東北</td><td>東北</td><td>1, 2の平均価格を採用</td></tr><tr><td>秋田</td><td>秋田</td><td>1, 2の平均価格を採用</td></tr><tr><td>全国</td><td>東北</td><td>東北を採用</td></tr><tr><td>秋田</td><td>全国</td><td>秋田を採用</td></tr><tr><td>秋田</td><td>東北</td><td>秋田を採用</td></tr><tr><td>青森</td><td>仙台</td><td>採用しない。市況調査又は見積。</td></tr></table>	物価資料1	物価資料2		掲載地区の組み合わせ		採用	全国	全国	1, 2の平均価格を採用	東北	東北	1, 2の平均価格を採用	秋田	秋田	1, 2の平均価格を採用	全国	東北	東北を採用	秋田	全国	秋田を採用	秋田	東北	秋田を採用	青森	仙台	採用しない。市況調査又は見積。
			物価資料1	物価資料2																										
			掲載地区の組み合わせ		採用																									
			全国	全国	1, 2の平均価格を採用																									
			東北	東北	1, 2の平均価格を採用																									
			秋田	秋田	1, 2の平均価格を採用																									
			全国	東北	東北を採用																									
			秋田	全国	秋田を採用																									
			秋田	東北	秋田を採用																									
青森	仙台	採用しない。市況調査又は見積。																												
端数調整方法 物価資料による場合で、平均価格を採用する場合は、単価の有効桁数4桁とし5桁目を切り捨てとする。 なお、一方の使用のみの掲載品目等については、その価格を採用し端数処理は行わない。																														
価格算出例－1 <table><tr><td rowspan="3">資材A</td><td>物価資料1</td><td>物価資料2</td><td rowspan="3">→</td><td>平均価格</td><td rowspan="3">→</td><td>採用価格</td></tr><tr><td>16,205</td><td>16,220</td><td>16,212.5</td><td>16,210</td></tr><tr><td>有効数字5桁</td><td>有効数字4桁</td><td>有効数字6桁</td><td>有効数字4桁</td></tr></table>	資材A	物価資料1	物価資料2	→	平均価格	→	採用価格	16,205	16,220	16,212.5	16,210	有効数字5桁	有効数字4桁	有効数字6桁	有効数字4桁															
資材A		物価資料1	物価資料2		→		平均価格	→	採用価格																					
		16,205	16,220				16,212.5		16,210																					
	有効数字5桁	有効数字4桁	有効数字6桁	有効数字4桁																										
価格算出例－2 <table><tr><td rowspan="3">資材B</td><td>物価資料1</td><td>物価資料2</td><td rowspan="3">→</td><td>平均価格</td><td rowspan="3">→</td><td>採用価格</td></tr><tr><td>810</td><td>805</td><td>807.5</td><td>807.5</td></tr><tr><td>有効数字2桁</td><td>有効数字1桁</td><td>有効数字4桁</td><td>有効数字4桁</td></tr></table>	資材B	物価資料1	物価資料2	→	平均価格	→	採用価格	810	805	807.5	807.5	有効数字2桁	有効数字1桁	有効数字4桁	有効数字4桁															
資材B		物価資料1	物価資料2		→		平均価格	→	採用価格																					
		810	805				807.5		807.5																					
	有効数字2桁	有効数字1桁	有効数字4桁	有効数字4桁																										
価格算出例－3 <table><tr><td rowspan="3">資材C</td><td>物価資料1</td><td>物価資料2</td><td rowspan="3">→</td><td>平均価格</td><td rowspan="3">→</td><td>採用価格</td></tr><tr><td>75.5</td><td>73</td><td>74.25</td><td>74.25</td></tr><tr><td>有効数字3桁</td><td>有効数字2桁</td><td>有効数字4桁</td><td>有効数字4桁</td></tr></table>	資材C	物価資料1	物価資料2	→	平均価格	→	採用価格	75.5	73	74.25	74.25	有効数字3桁	有効数字2桁	有効数字4桁	有効数字4桁															
資材C		物価資料1	物価資料2		→		平均価格	→	採用価格																					
		75.5	73				74.25		74.25																					
	有効数字3桁	有効数字2桁	有効数字4桁	有効数字4桁																										

	編	章	節	県 基準書
共通編	I 総則	2 工事費の積算		2 歩掛 (略) 土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、市況調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。 見積りの場合は、できる限り多く（5社以上）から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。 (略) 5 諸雑費及び端数処理 (略) (2) 端数処理 1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 2) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 3) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 4) 工事価格の金額は、10,000円単位とし、一般管理費で端数整理を行う。 5) 土木工事標準単価は、①直接工事費 2) 物価資料による場合 における端数調整方法に準ずるものとする。 6 注意事項 (略) (2) 一般管理費の端数調整にあたっては、当該金額を超えない範囲で行うものとする。 (3) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。 ② 間接工事費 (略) 2. 共通仮設費 (略) (2) 算定方法 (略) 6) 管理費区分入力基準表 (略) 秋田県公共事業積算システムに入力する区分は、次表のとおりとする。 (略)

	編	章	節	県 基準書	
共通編	I 総則	2 工事費の積算			
			表－1 工種区分		
			工種区分	工 種 内 容	
			(略)	(略)	
			道路維持工事	供用中の道路にあつて、次に掲げる工事 (略)	
			河川維持工事	(略) 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 (未供用道路への設置を含む) 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 (未供用トンネルの電気通信設備を含む。) (略)	
			下水道 工事	(1)	(略)
				(2)	(略)
				(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事
				(4)	(略)
			(略)		
			2－6 役務費		
			(略)		
			(2) 役務費の積算		
			(略)		
(ロ) 林地及びその他の土地 $A=B\times 0.05\div 12$ A：借地単価（円／㎡／月） B：土地価格（円／㎡） ※上記算定式は、秋田県建設部の公共用地の取得に伴う損失補償基準第24条、同 細則第11に係わる場合に適用する。					
(略)					

	編	章	節	県 基準書
共通編	I 総則	2 工事費の積算		3. 現場管理費 (略) (3) 現場管理費率の補正 (略) イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合 a. 積雪寒冷地域の範囲……一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域は次のとおりとする。 ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。 秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） 能代市（二ツ井町の区域に限る。） 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） 潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。） 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡 ※ 括弧内の区域の名称は、平成 16 年 4 月 1 日における名称 (略)
			4 随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整	第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整 ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について (略) (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の見積書の徴収時の年月とし、現工事の落札率を考慮するものとする (略)

	編	章	節	県 基準書																																																														
共通編	Ⅰ 総則	5 数値基準等		第5章 数値基準等 (略)																																																														
				② 数値基準の目次																																																														
				<table><tr><td>土工</td><td>I-5-②- 2</td></tr><tr><td>共通的工種</td><td>I-5-②- 3</td></tr><tr><td>基礎工</td><td>I-5-②- 5</td></tr><tr><td>石・ブロック積(張)</td><td>I-5-②- 6</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>I-5-②- 6</td></tr><tr><td>地盤改良工</td><td>I-5-②- 8</td></tr><tr><td>構造物撤去工</td><td>I-5-②- 9</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>I-5-②-10</td></tr><tr><td>構造物補修工</td><td>I-5-②-12</td></tr><tr><td>コンクリート構造物</td><td>I-5-②-12</td></tr><tr><td>構造物</td><td>I-5-②-13</td></tr><tr><td>工場製作工</td><td>I-5-②-14</td></tr><tr><td>工場製品輸送工</td><td>I-5-②-14</td></tr><tr><td>付属施設</td><td>I-5-②-14</td></tr><tr><td>河川構造物</td><td>I-5-②-17</td></tr><tr><td>砂防</td><td>I-5-②-19</td></tr><tr><td>海岸</td><td>I-5-②-20</td></tr><tr><td>浚渫工</td><td>I-5-②-21</td></tr><tr><td>鋼橋上部工</td><td>I-5-②-21</td></tr><tr><td>歩道橋本体工</td><td>I-5-②-22</td></tr><tr><td>鋼橋足場等設置工</td><td>I-5-②-22</td></tr><tr><td>コンクリート橋上部工</td><td>I-5-②-23</td></tr><tr><td>トンネル(N A T M)</td><td>I-5-②-25</td></tr><tr><td>電線共同溝</td><td>I-5-②-27</td></tr><tr><td>植栽維持工</td><td>I-5-②-27</td></tr><tr><td>河川維持</td><td>I-5-②-28</td></tr><tr><td>道路修繕</td><td>I-5-②-28</td></tr><tr><td>道路維持</td><td>I-5-②-31</td></tr><tr><td>雪寒</td><td>I-5-②-33</td></tr><tr><td>電気通信</td><td>I-5-②-34</td></tr><tr><td>機械</td><td>I-5-②-34</td></tr></table>	土工	I-5-②- 2	共通的工種	I-5-②- 3	基礎工	I-5-②- 5	石・ブロック積(張)	I-5-②- 6	舗装工	I-5-②- 6	地盤改良工	I-5-②- 8	構造物撤去工	I-5-②- 9	仮設工	I-5-②-10	構造物補修工	I-5-②-12	コンクリート構造物	I-5-②-12	構造物	I-5-②-13	工場製作工	I-5-②-14	工場製品輸送工	I-5-②-14	付属施設	I-5-②-14	河川構造物	I-5-②-17	砂防	I-5-②-19	海岸	I-5-②-20	浚渫工	I-5-②-21	鋼橋上部工	I-5-②-21	歩道橋本体工	I-5-②-22	鋼橋足場等設置工	I-5-②-22	コンクリート橋上部工	I-5-②-23	トンネル(N A T M)	I-5-②-25	電線共同溝	I-5-②-27	植栽維持工	I-5-②-27	河川維持	I-5-②-28	道路修繕	I-5-②-28	道路維持	I-5-②-31	雪寒	I-5-②-33	電気通信	I-5-②-34	機械	I-5-②-34
土工	I-5-②- 2																																																																	
共通的工種	I-5-②- 3																																																																	
基礎工	I-5-②- 5																																																																	
石・ブロック積(張)	I-5-②- 6																																																																	
舗装工	I-5-②- 6																																																																	
地盤改良工	I-5-②- 8																																																																	
構造物撤去工	I-5-②- 9																																																																	
仮設工	I-5-②-10																																																																	
構造物補修工	I-5-②-12																																																																	
コンクリート構造物	I-5-②-12																																																																	
構造物	I-5-②-13																																																																	
工場製作工	I-5-②-14																																																																	
工場製品輸送工	I-5-②-14																																																																	
付属施設	I-5-②-14																																																																	
河川構造物	I-5-②-17																																																																	
砂防	I-5-②-19																																																																	
海岸	I-5-②-20																																																																	
浚渫工	I-5-②-21																																																																	
鋼橋上部工	I-5-②-21																																																																	
歩道橋本体工	I-5-②-22																																																																	
鋼橋足場等設置工	I-5-②-22																																																																	
コンクリート橋上部工	I-5-②-23																																																																	
トンネル(N A T M)	I-5-②-25																																																																	
電線共同溝	I-5-②-27																																																																	
植栽維持工	I-5-②-27																																																																	
河川維持	I-5-②-28																																																																	
道路修繕	I-5-②-28																																																																	
道路維持	I-5-②-31																																																																	
雪寒	I-5-②-33																																																																	
電気通信	I-5-②-34																																																																	
機械	I-5-②-34																																																																	

	編	章	節	県 基準書
共通編	I 総則	9 土木請負工事における現場環境改善費の積算		第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 (略) 2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために必要に応じて実施するものである。
共通編	I 総則	13 設計変更		第13章 設計変更 1 一般事項 (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。 (2) 設計変更時における現場管理費の補正については，工事区間の延長，工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。 2 設計変更における材料単価の取扱いについて（詳細については，参考資料参照） (1) 工事増量の場合は，新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ただし，現地の取合い等の都合により増量する場合は，旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。 (2) 工事減量の場合は，その減量分に対する設計単価により積算するものとする。 (3) 当初契約工種において，当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。 (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は，材料単価，労務単価，機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。
共通編	VI 土木工事標準単価及び市場単価	1 土木工事標準単価		第1章 土木工事標準単価 ① 区画線工 1. 適用範囲 (略) 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ② 高視認性区画線工 1. 適用範囲 (略) 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)

	編	章	節	県 基準書
共通編	VI	1	土木工事標準単価	③ 橋梁塗装工 1. 適用範囲 (略) 1－2 標準単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ④ 構造物とりこわし工 1. 適用範囲 (略) 1－2 標準単価が適用できない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑤ コンクリートブロック積工 1. 適用範囲 (略) 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑥ 排水構造物工 1. 適用範囲 (略) 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略)
共通編	VI	2	市場単価	第2章 市場単価 ① インターロッキングブロック工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ② 防護柵設置工 ②－1 防護柵設置工（ガードレール） 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (略) (3) 市況調査等別途考慮するもの (略) ②－2 防護柵設置工（ガードパイプ） 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用できない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略)

	編	章	節	県 基準書
共通編	VI	2		土木工事標準単価及び市場単価 市場単価 ②－3 防護柵設置工（横断・転落防止柵） 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) ②－4 防護柵設置工（落石防護柵） 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用できない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ②－5 防護柵設置工（落石防止網） 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用できない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ③ 法面工 ③－1 法面工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) ③－2 吹付砕工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ④ 道路植栽工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) 3. 適用にあたっての留意事項 (略) (2) 植樹は、下記の仕様とする。 (略) 2) 高木の幹周 60 cm以上 90 cm未満は、機械施工（バックホウ山積 0.28 m³（平積 0.2 m³））としている。 ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途市況調査等とする。 (略)

	編	章	節	県 基準書				
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	2	市場単価				
				⑤ 橋梁付属物工				
				⑤－1 橋梁用伸縮継手装置設置工				
				1. 適用範囲				
				(略)				
				1－2 市場単価を適用出来ない範囲				
				(1) 市況調査等，別途考慮するもの				
				(略)				
				⑤－2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工				
				1. 適用範囲				
				(略)				
				1－2 市場単価が適用できない範囲				
				(1) 市況調査等，別途考慮するもの				
				(略)				
				⑥ 薄層カラー舗装工				
				1. 適用範囲				
				(略)				
				1－2 市場単価が適用出来ない範囲				
				(1) 市況調査等別途考慮するもの				
				(略)				
				⑦ 道路標識設置工				
				1. 適用範囲				
				(略)				
				1－2 市場単価を適用出来ない範囲				
				(略)				
				(2) 市況調査等別途考慮するもの				
				(略)				
				3. 適用にあたっての留意事項				
				(略)				
				(5) 加算額				
				φ 1 0 1. 6 の曲げ支柱（路側式）加算額は，別途市況調査等とする。				
				(略)				
				⑧ 道路付属物設置工				
				1. 適用範囲				
				(略)				
				1－2 市場単価が適用出来ない範囲				
				(1) 市況調査等別途考慮するもの				
				(略)				
				4) 市況調査による場合（表 1.1）				
				略)				
				表 1. 1 市況調査によるもの				
				<table><tr><td>視線誘導標</td><td>二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板</td></tr><tr><td>道 路 鈺</td><td>交 差 点 鈺</td></tr></table>	視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板	道 路 鈺	交 差 点 鈺
視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板							
道 路 鈺	交 差 点 鈺							
				(略)				

	編	章	節	県 基準書										
共通編	Ⅵ 土木工事標準単価及び市場単価	2 市場単価												
			⑨ 公園植栽工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの ⑩ 橋面防水工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用できない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑪ グルーピング工 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑫ 鉄筋挿入工（ロックボルト工） 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑬ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) 1. 適用範囲 (略) 1－2 市場単価が適用できない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)											
表 1. 1 市況調査によるもの <table><tr><td>コンクリート劣化部除去を目的とする場合</td><td>コンクリート面以外に適用する場合</td></tr><tr><td>コンクリート面に保護塗装等が施されている場合</td><td>鉄筋の切断を目的とする場合</td></tr><tr><td>洗浄, 異物除去等を目的とする場合</td><td>構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合</td></tr><tr><td>配筋部におよぶ作業の場合</td><td>区画線消去を目的とする場合</td></tr><tr><td>構造物の削孔を目的とする場合</td><td></td></tr></table>					コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合	コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合	洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合	配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合	構造物の削孔を目的とする場合	
コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合													
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合													
洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合													
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合													
構造物の削孔を目的とする場合														

	編	章	節	県 基準書								
河川編	Ⅲ 河川	2 河川維持工		第2章 河川維持工								
				① 堤防除草工								
				(略)								
				5. 施工単価入力基準表								
				(略)								
				(5) 運搬 (堤防除草)								
				<table><tr><td>パッケージコード</td><td>CBJ32005</td><td>施工単位</td><td>千 m2</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	パッケージコード	CBJ32005	施工単位	千 m2	(略)			
			パッケージコード	CBJ32005	施工単位	千 m2						
			(略)									
				(略)								
	④ 塵芥処理工											
	4. 施工単価入力基準表											
	(1) 散在塵芥収集											
	<table><tr><td>パッケージコード</td><td>CBJ32071</td><td>施工単位</td><td>千 m2</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	パッケージコード	CBJ32071	施工単位	千 m2	(略)						
パッケージコード	CBJ32071	施工単位	千 m2									
(略)												
		(略)										

	編	章	節	県 基準書																																		
電気通信編	VII 積算	1 総則		第1章 総則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、秋田県の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。																																		
		2 工事費の積算		第2章 工事費の積算 (略) ⑤ 関節工事費 (略) 5 間接工事費の算定方法 間接工事費等の項目別対照表 <table><tr><th>間接工事費等</th><th>共通仮設費</th><th>現場管理費</th><th>一般管理費等</th></tr><tr><td> 対象額 項目 </td><td>直接工事費</td><td>直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費</td><td>純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費＝工事原価</td></tr><tr><td>機 器 単 体 費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>機器単体費（支給品等）</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>鋼 構 造 製 作 物 工 場 製 作 原 価</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>技 術 者 間 接 費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>機 器 管 理 費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>材料費（LED 照明灯具）</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="4">○対象とする ×対象としない</td></tr></table> (注) 1. 「機器単体費」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。 2. 「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。 3. 「技術者間接費」とは、「第1章③1-1-2 (1) (ロ) ④ a. 技術者間接費」によるものをいう。 4. 「機器管理費」とは、「第1章③1-1-2 (1) (ロ) ④ b. 機器管理費」によるものをいう。 5. LED照明灯具については、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」を参照のこと。なお、照明灯具とは「器具」「LEDモジュール制御装置」のことをいう。	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額 項目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費＝工事原価	機 器 単 体 費	×	×	×	機器単体費（支給品等）	×	×	×	鋼 構 造 製 作 物 工 場 製 作 原 価	×	×	○	技 術 者 間 接 費	×	×	○	機 器 管 理 費	×	×	○	材料費（LED 照明灯具）	×	○	○	○対象とする ×対象としない	
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																			
対象額 項目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費＝工事原価																																			
機 器 単 体 費	×	×	×																																			
機器単体費（支給品等）	×	×	×																																			
鋼 構 造 製 作 物 工 場 製 作 原 価	×	×	○																																			
技 術 者 間 接 費	×	×	○																																			
機 器 管 理 費	×	×	○																																			
材料費（LED 照明灯具）	×	○	○																																			
○対象とする ×対象としない																																						
電気通信編	VII 積算																																					

	編	章	節	県 基準書
機械編	Ⅸ 機械設備	1 一般共通		第1章 一般共通 (略) ② 適用範囲 この積算基準は、秋田県の工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 (略) ⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 (略) (3) 労務費 (略) 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、実施単価表に定める。 (略) 2 据付工事原価 (略) 2-1 直接工事費 (略) (3) 労務費 (略) 3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、実施単価表に定める。 4) 機械設備据付工以外の労務費は、実施単価表に定める。 (略) 5 端数処理 土木工事標準積算基準書（共通編）第2章 工事費の積算, ① 直接工事費（Ⅸ-2-①-4）による。 6 材料費等の価格等の取扱い 土木工事標準積算基準書（共通編）第2章 工事費の積算, ① 直接工事費（Ⅸ-2-①-1）による。

	編	章	節	県 基準書
機械編	IX 機械設備	20 機械設備点検・整備業務	第 20 章 機械設備点検・整備業務	
			① 一般共通	
			1 適用範囲	この基準は、秋田県の工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。
			(略)	
			4 点検・整備費の積算	
			(略)	
			4－1 点検・整備原価	
			(略)	
			(3) 直接労務費	
			(略)	
			3) 点検整備工の賃金は、実施単価表に定める。(機械設備工据付工の日当たり賃金とする)	
			普通作業員の賃金は、実施単価表を適用する。	
			(略)	
			(5) 共通仮設費	
			(略)	
			6) 宿泊費	
			宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は職員等の旅費に関する条例で定める額(宿泊費)と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。	
			宿泊費は国家公務員等の旅費支給規程別表第二の十級以下の職務にある者(秋田県)の金額とする。(国家公務員等の旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格(10,000 円)を積み上げるよう注意すること)	
			ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、実施単価表を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。	
			(略)	
			7) 宿泊手当	
			宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程別表第三の宿泊手当の金額とする。(国家公務員等の旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格(2,181 円)を積み上げるよう注意すること)	
			(略)	
機械編	IX 機械設備	21 機械設備設計業務委託	第 21 章 機械設備設計業務委託	
			① 一般共通	
			1 適用範囲	この積算基準は、秋田県の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。
			(略)	

	編	章	節	県 基準書																				
設計業務等標準積算基準書	1 測量業務	1 測量業務積算基準	1 測量業務積算基準	第1節 測量業務積算基準 (略) 1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導警備員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。 (1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (略)																				
設計業務等標準積算基準書	1 測量業務	2 測量業務標準歩掛	12 機械経費等	第12節 機械経費等 12-1 機械経費、通信運搬費等、材料費 (1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th><th>作業名</th><th>機械経费率</th><th>通信運搬費等率</th><th>材料费率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-4-1-1</td><td>深浅測量 海岸深浅測量(水深: 1 m以上 3 m以下)</td><td>2.5%</td><td>0.0%</td><td>2.5%</td></tr> <tr> <td>6-4-1-2</td><td>深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機(水深: 3 mを超える)</td><td>4.5%</td><td>0.0%</td><td>2.5%</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	作業	作業名	機械経费率	通信運搬費等率	材料费率	6-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量(水深: 1 m以上 3 m以下)	2.5%	0.0%	2.5%	6-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機(水深: 3 mを超える)	4.5%	0.0%	2.5%		(略)			
作業	作業名	機械経费率	通信運搬費等率	材料费率																				
6-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量(水深: 1 m以上 3 m以下)	2.5%	0.0%	2.5%																				
6-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機(水深: 3 mを超える)	4.5%	0.0%	2.5%																				
	(略)																							
設計業務等標準積算基準書	2 地質調査業務	1 地質調査積算基準	1 地質調査積算基準	第1節 地質調査積算基準 (略) 1-2 地質調査業務費 (略) 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 (1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、当該地質調査に必要な費用である。 1) 純調査費 (イ) 直接調査費 (略) ニ) 直接経費 ① 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。 なお、第2章積算基準(参考資料)第1節積算基準1-3-1及び1-3-2の旅費算出に用いる直接調査費には、電子成果作成費を含む。 (略) 1-4 安全費の積算 安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導警備員、交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。 (略)																				

	編	章	節	県 基準書
設計業務等標準積算基準書	2 地質調査業務	2 地質調査標準歩掛等	2 機械ボーリング	第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング） （略） 2－4 現場内小運搬 （略） 2－4－3 市場単価の設定 （略） 4. 間接調査費の算出 （略） （モノレール運搬，索道運搬） 間接調査費＝設計単価（運搬）×運搬総重量＋設計単価（架設・撤去） ＋設計単価（機械器具損料）×供用日数 設計単価＝標準の市場単価 ただし，機械器具損料は市況調査により別途計上する。 （略） 2－6 その他間接調査費 （略） 2－6－4 適用に当たっての留意事項 （略） 4. 環境保全（仮囲い）の単価は，交通誘導警備員の費用を含まないものとする。 （略） 2－7 解析等調査業務 （略） 2－7－3 単価の適用 1. 単価が適用できる範囲 1. 解析等調査業務のうち，既存資料の収集・現地調査，資料整理とりまとめ，断面図等の作成，総合解析とりまとめ，打合せとする。 2. 単価は，市況調査等により計上する。 （略） 2－7－4 単価の設定 （略） 4. 直接人件費の算出及び直接調査費の算出 直接人件費＝設計単価 設計単価＝標準の単価×補正係数 ただし，資料整理とりまとめ等の直接調査費については次のとおり。 直接調査費＝設計単価 設計単価＝標準の単価×補正係数 （注）標準の単価＝市況調査等により計上

	編	章	節	県 基準書
設計業務等標準積算基準書	3 土木設計業務	1 土木設計業務等積算基準	1 土木設計業務等積算基準	第1節 土木設計業務等積算基準 (略) 1-4 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書をもとにして次式により算出する $\text{業 務 価 格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$ (千円未満切捨) (万円未満切捨) $\text{変更業務委託料} = \text{業 務 価 格} \times (1 + \text{消費税率})$ (落札率を乗じた額) (注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 当初の請負額、当初の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 (略)
設計業務等標準積算基準書	3 土木設計業務	2 土木設計業務等標準歩掛	8 橋梁設計	第8節 橋梁設計 (略) 8-2 橋梁詳細設計 (略) 8-2-3 標準歩掛の補正 (橋梁上部工) この補正はコンクリート橋、鋼橋に適用する。 (1) 予備設計なしの場合 * 標準歩掛 (予備設計あり) $\times (1 + 0.05)$ 注) 橋梁補修・補強設計においては適用しない。 (略)
設計業務等標準積算基準書	4 調査、計画業務	1 調査、計画標準歩掛	5 水文観測業務	第5節 水文観測業務 5-1 水文観測所保守点検業務積算基準 (案) 5-1-1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。 (略) 5-2 流量観測業務積算基準 (案) 5-2-1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する流量観測業務に適用する。 5-2-6 共通項目 (略) (8) 安全管理費 作業の安全を確保するために、交通誘導警備員の雇用、害虫駆除員等必要な機材・人員等の費用は別 (略)

	編	章	節	県 基準書
設計業務等標準積算基準書	4 調査、計画業務	1 調査、計画標準歩掛	5 水文観測業務	5－3 水位流量曲線作成業務積算基準（案） 5－3－1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 5－4 水文資料整理業務積算基準（案） 5－4－1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 （略）

	編	章	節	県 基準書
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	1 総則	1 総則 (参考資料)	2 設計等における数値の扱い	第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、公告時における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 (設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率) なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、市況調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 2-2 端数処理等の方法 (略) (3) 物価資料を用いる単価 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁を4桁とし5桁目を切り捨てとする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 <例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円 (有効桁 3 桁) 積算資料 34,000 円 (有効桁 2 桁) 平均額 33,750 円 決定額 33,750 円 (有効桁 4 桁, 5 桁以降切り捨て) <例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価 565 円 (有効桁 3 桁) 積算資料 570 円 (有効桁 2 桁) 平均額 567.5 円 決定額 567.5 円 (有効桁 4 桁, 5 桁以降切り捨て) (略) (7) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。割り戻しにより単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 2) 測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。割り戻しにより単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 (略)

	編	章	節	県 基準書
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	1 総則	2 積算基準 (参考資料)	1 積算基準	第1節 積算基準 (略) 1－3 旅費交通費 (略) 1－3－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） (略) (2) 宿泊費・宿泊手当の積算 1) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は職員等の旅費に関する条例で定める額（宿泊費）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 宿泊費は国家公務員等の旅費支給規程別表第二の十級以下の職務にある者（秋田県）の金額とする。（国家公務員等の旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格（10,000 円）を積み上げるよう注意すること） 2) 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程別表第三の宿泊手当の金額とする。（国家公務員等の旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格（2,181 円）を積み上げるよう注意すること） (略) 1－9 設計変更の積算方法 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$ (千円未満切捨) (万円未満切捨) $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ (変更業務委託料) (落札率を乗じた額) 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 当初の請負額、当初の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

	編	章	節	県 基準書																																																							
設計業務等標準積算基準書（参考資料）	1 総則	2 積算基準（参考資料）	1 積算基準	1－10 冬期屋外作業の歩掛補正																																																							
				（1）冬期歩掛補正基準																																																							
				1）冬期屋外作業の歩掛補正は、10月1日以降に閲覧を開始する測量及び地質調査業務委託で、全屋外作業（外業）日数に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。																																																							
				2）歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行うものとする。																																																							
				3）歩掛の補正は、積雪寒冷地域（土木工事積算基準書（共通編）Ⅰ-2-②-40（3）1）イ）a.に示す一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域）に対して、期間別に次表の割増を標準として行うものとする。																																																							
				歩掛補正率早見表																																																							
				<table><tr><th rowspan="2">地域 屋外作業（外業）の終了月 屋外作業（外業）の開始月</th><th colspan="6">積算寒冷地</th></tr><tr><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th></th></tr><tr><td>10月</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>単位は（％）</td></tr><tr><td>11月</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>12月</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>1月</td><td></td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>2月</td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>3月</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr></table>	地域 屋外作業（外業）の終了月 屋外作業（外業）の開始月	積算寒冷地						11月	12月	1月	2月	3月		10月	0	0	2	2	2	単位は（％）	11月	0	0	2	2	2		12月		2	3	3	2		1月			4	4	2		2月				3	2		3月					0	
				地域 屋外作業（外業）の終了月 屋外作業（外業）の開始月		積算寒冷地																																																					
					11月	12月	1月	2月	3月																																																		
				10月	0	0	2	2	2	単位は（％）																																																	
11月	0	0	2	2	2																																																						
12月		2	3	3	2																																																						
1月			4	4	2																																																						
2月				3	2																																																						
3月					0																																																						
4）設計変更等により、工期に伸縮を生ずる場合の補正率は原則として当初発注の率により行うものとする。ただし、当初補正率により補正することが著しく不適当なものについては、技術管理課と協議のうえ処理すること。																																																											
5）歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算するものとする。																																																											
冬期補正設計直接人件費・賃金＝基本設計直接人件費・賃金×（1＋冬期割増率）																																																											
（2）冬期歩掛補正基準の運用																																																											
○ 屋外作業期間の設定について																																																											
屋外作業期間とは、発注される業務の中で屋外作業に要する期間である。なお、屋外作業（外業）と屋内作業（内業）が交互に混在している場合は、最初の屋外作業（外業）開始日から最後の屋外作業（外業）終了日までを外業期間とする。よって外業期間は、当初発注前に作業内容及び工程等を十分に把握し経済的な屋外作業期間を設定しなければならない。																																																											
○ 労務費の補正について																																																											
労務費の補正は、補正の対象となる外業期間の外業歩掛について補正する。																																																											
○ 労務費以外の補正について																																																											
旅費交通費、施工管理費係数、機械損料及び工期については補正しない。																																																											
○ 積雪寒冷地域について																																																											
補正の対象となる積雪寒冷地域は、土木工事積算基準書（共通編）Ⅰ-2-②-40（3）1）イ）a.に示す一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。																																																											

	編	章	節	県 基準書
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	2 測量業務	1 測量業務積算基準(参考資料)	1 測量業務積算基準	第1節 測量業務積算基準 1-1 成果検定 1-1-1 成果検定の対象 (略) (2) 公共測量(秋田県等が行う測量) 公共測量作業規程で、精度を要すると規定されている測量、後続の測定の基準となる測量(基盤地図情報に該当する測量成果等)及び成果の重要性を勘案して地図作成(修正・写真地図を含む。), 空中写真測量, 航空レーザ測量, 三次元点群測量, 一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の基準とする。 (略)
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	3 地質調査業務	2 地質調査運用(参考資料)	1 機械ボーリング	第1節 機械ボーリング 1-1 ボーリング (略) 1-1-4 その他 (略) (3) 市場単価については、物価資料(「積算資料」,「建設物価」をいう)によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る単価は市況調査等により別途計上する。 (略)
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	3 地質調査業務	2 地質調査運用(参考資料)	3 足場仮設	第3節 足場仮設 3-1 足場等の概念図 (1) 平坦地足場 (図略) 図2-3-1 平坦地足場概念図 平坦地足場は、次の条件を目安に板材足場または嵩上足場を選定すること。 (1) 板材足場：下記(2)以外の場合に適用 (2) 嵩上足場：1. 土質ボーリングの場合：サンプリング，原位置試験（孔内水平載荷試験，現場透水試験など），孔内検層を実施する場合に適用 2. 岩盤ボーリングの場合：オールコアボーリング，原位置試験（孔内水平載荷試験，JFT 試験など）を実施する場合に適用 3. その他、ボーリング孔壁の保護（ケーシング挿入）が必要なボーリング ※上記(1)(2)の選定は、掘削深度、地盤の種別や現場環境などの条件により、必要に応じて適切なタイプを選定すること。

	編	章	節	県 基準書
機械損料算定表				3. 請負工事機械経費の積算及び運用方針 (略) 6. 機械損料の補正 (1) 豪雪地域の補正……要領(第5第1号) (略) (ホ) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板)の所在地は、上記「(ハ) 所在地区分3」と同じとする。 (ヘ) 仮設材(敷鉄板)の所在地は、上記「(ニ) 所在地区分4」と同じとする。 注) 仮設材が直接工事費の過半をこえるような大量の仮設材を扱う場合は、予め調達可能な所在地を確認すること。